

愛媛県立高校等の校外での政治活動や選挙運動を事前届出制とする校則変更抗議し是正を求める会長声明

## 第1 声明の趣旨

本年夏の参議院議員選挙から適用される選挙権年齢の18歳以上への引き下げに対して、愛媛県内の全ての県立高校、特別支援学校、中等教育学校計59校が、新年度から校則を変更して、校外での政治活動や選挙運動を事前届出制とすることになった。

このような校則変更は、憲法で保障された政治活動の自由（21条1項）、思想・良心の自由（19条）を侵害するとともに、我が国が批准し国内法的効力を有する「児童の権利に関する条約（以下、「子どもの権利条約」という。）」により保障される子どもの権利を侵害するものである。

基本的人権の擁護と社会正義の実現を目的とする愛媛弁護士会は、高校生が自由な政治活動を通して日本の民主主義の発展を担う人材として成長することを願う見地から、愛媛県教育委員会が各校に対して事前届出制の校則変更案を示して校則を見直すよう指導し見直した場合の内容の報告を求めた措置及び、各校が事前届出制の校則に変更した措置に抗議するとともに、高校生の政治活動の自由を保障する制度に是正することを強く求めるものである。

## 第2 声明の理由

- 1 未成年者である高校生に対しては、一般的に人格が発展途上であることに鑑みて、青少年の保護という後見の見地から権利を制約することが許される場合があり得る。しかし、未成年者の権利に対する制約は、保障される権利の性質に従い、未成年者の発達段階に応じて、未成年者の心身の健全な発達をはかるための必要最小限度の制約にとどめられなければならない。

憲法21条1項は、表現の自由を保障し、その一内容として、政治活動の自由を含んでいる。表現の自由を支える価値は、個人が言論活動を通じて自己の人格を発展させるという個人的な価値（自己実現の価値）のみならず、言論活動によって国民が政治的意思決定に関与するという民主政治に資する社会的な価値（自己統治の価値）であり、とりわけ国民が自ら政治に参加するための不可欠の前提をなすものである。

政治活動の自由が全ての国民に十分に保障されなければ、およそ民主政治などあり得ない。文部科学省、総務省が、18歳選挙権の実現に当たり主権者教育を推進しているのは、国民の政治参加が、民主主義の発展にとって不可欠であるとの考えにほかならない。

民主主義の発展にとって不可欠な政治活動の自由について、校外での政治活動を届出制とすることは、事前に学校により生徒の政治活動の内容が把握され、しかも校則に基づき処分の対象ともなることが想定されることから、旺盛な政治活動を萎縮させ

る効果があることは誰の目にも明らかである。したがって、未成年者の心身の健全な発達をはかるための必要最小限度の制約とは到底言えない。

- 2 また、生徒が事前に選挙運動や政治活動への参加について届け出なければならぬとするのは、特定の政党あるいは政治団体の支持または支援という、思想・良心に関わる問題を、外部に表示させることになる。

しかも、この届出を怠った場合に、校則に基づいて懲戒処分が予定されているのであれば、懲戒処分の制裁によって個人の思想・良心の表白を強制するものである。

思想・良心の自由は、人の内心の表白を強制されない沈黙の自由も含むものであるから、この点からも、事前届出制とする校則変更には重大な問題がある。

- 3 このような憲法上の問題点に加えて、18歳未満の高校生については、子どもの権利条約14条1項により思想・良心の自由が尊重され、同条約12条の意見表明権・同13条1項の政治活動を含めた表現の自由が認められている。そして、子どもの権利条約によって保障される権利・自由の制限は、法律で定めた必要最小限のものでなければならない（同条約13条2項、同14条3項）。

今般の公職選挙法の改正により18歳以上の者に選挙権が認められることになった。18歳未満の生徒たちにも憲法及び子どもの権利条約に基づき思想・良心の自由や意見表明権・表現の自由が認められると同時に、18歳以上の生徒に関しても、憲法はもとより、子どもの権利条約の思想・良心の自由や意見表明権及び表現の自由保障の趣旨を踏まえた権利保障がなされるべきである。また、高校生の政治参加という民主政治にとって重要な権利を法律ではなく校則のみによって制限することは、同条約の趣旨に反するものといわざるを得ない。さらに、高校生が主権者として18歳選挙権に関する自らの選挙活動や政治活動という自己に関する事項について考え、意見表明する機会を作ることは学校教育の重要な使命である。

今回の校則変更の目的が、愛媛県教育委員会がいうように、生徒が公職選挙法違反やトラブルに巻き込まれることを防止するためであるとすれば、事前届出制にする必然性は全くない。むしろ、選挙活動や政治活動に関する主権者教育を充実したり、トラブル防止のための教育を行ったりする方法でも公職選挙法違反やトラブルは十分に防ぐことができ、18歳選挙権を導入した趣旨に適うものである。

加えて、今回の校則変更のプロセスや教育委員会からの指導においても、各高校の対応においても、高校生の意見表明の機会が全く保障されていないことは極めて問題であり、この点においても子どもの権利条約に反する。

そもそも、子どもが権利行使をするにあたって、親が指示・指導を与える責任、権利、義務が尊重されなければならない（子どもの権利条約5条）、子どもに対する第一義的な養育責任を負っているのは親であるから（子どもの権利条約18条）、学校外の生活についてまで学校が一方的に決めることは妥当ではなく、学校外での生活については、校則による一律の規制になじまない。

仮に、学校外の生活について何らかの取り決めをする必要があると考えられる場合には、少なくとも当該子どもや親の意思を十分に反映したものにすべきであるが、今回の措置にはかかる視点、プロセスも欠けている。

このように、今回の校則変更は、子どもの権利条約によって保障される思想・良心の自由や政治活動を含む表現の自由に対する重大な制約であり、子どもの意見表明権の保障がされておらず、意見表明自体に対する萎縮効果があることから、子どもの権利条約による権利保障の趣旨に照らしても、行き過ぎたものと言わざるを得ない。

4 以上の理由により、当会は声明の趣旨のとおり抗議し是正を強く求めるものである。

以上

2016(平成28)年4月19日

愛媛弁護士会

会長 宮部 高至